

愛知県都市職員共済組合の監事の報酬に関する規則

○ 愛知県都市職員共済組合の監事の報酬に関する規則

(昭和37年12月1日)
(昭和37年規則第4号)

改正 昭和38年5月17日規則第2号
昭和48年6月11日規則第2号
昭和50年3月6日規則第1号
昭和51年3月4日規則第1号
昭和52年3月1日規則第1号
昭和53年3月6日規則第1号
昭和54年3月7日規則第1号
昭和56年3月4日規則第1号
昭和57年3月4日規則第1号
昭和58年3月4日規則第1号
昭和60年3月4日規則第2号
昭和61年3月10日規則第1号
昭和62年3月14日規則第2号
昭和63年3月5日規則第1号
平成元年3月10日規則第1号
平成2年3月8日規則第1号
平成3年3月8日規則第1号
平成4年3月10日規則第1号
平成5年3月10日規則第1号
平成6年3月11日規則第1号
平成13年3月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、愛知県都市職員共済組合定款第29条の規定に基づき監事に対して支給する報酬について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、年額230,000円とする。

(昭38規則2、昭48規則2、昭50規則1、昭51規則1、昭52規則1、昭53規則1、昭54規則1、昭56規則1、昭57規則1、昭58規則1、昭60規則2、昭61規則1、昭62規則2、昭63規則1、平63規則1、平元規則1、平2規則1、平3規則1、平4規則1、平5規則1、平6規則1、平13規則1・一部改正)

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、9月末日及び翌年の3月末日（以下「支給日」という。）に前条に規定する年額の2分の1の額をそれぞれ支給する。ただし、支給日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その前日に支給する。

2 年の途中において新たに就職した者には、年額の2分の1の額をその者の在職日数に応じた日割計算による額（その額に円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額。以下同じ。）を就職後最初の支給日に支給する。この場合在職日数の計算は、就職した日から起算する。

3 年の途中において退職した者には、年額の2分の1の額をその者の在職日数に応じた日割計算による額を退職日以後10日以内に支給する。この場合在職日数の計算は、在職中における最後の支給日の翌日（支給日がないときは、就職の日）から退職の日までの日数とする。

(平6規則1・全部改正)

(委任)

第4条 この規則の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則 (昭和38年5月17日規則第2号)

この規則は、公告の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則 (昭和48年6月11日規則第2号)

この規則は、公告の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50年3月6日規則第1号)

この規則は、公告の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和51年3月4日規則第1号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年3月1日規則第1号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年3月6日規則第1号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年3月7日規則第1号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月4日規則第1号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月4日規則第1号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月4日規則第1号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月4日規則第2号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月10日規則第1号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月14日規則第2号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月5日規則第1号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月10日規則第1号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月8日規則第1号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月8日規則第1号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月10日規則第1号)

愛知県都市職員共済組合の監事の報酬に関する規則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月10日規則第1号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月11日規則第1号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月1日規則第1号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。